

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会運営要領

〔平成 25 年 9 月 24 日〕
〔法 務 大 臣 決 定〕

- 1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 有識者懇談会の会議は報道機関に公開し、会議資料及び議事録は会議終了後速やかに、法務省のウェブサイトにおいて公開する。ただし、座長は、公開することが相当でないと認めるときは、これらを非公開とすることができる。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、有識者懇談会の運営に関する事項は、座長が定める。

以 上